



出席者

村田 幸子 *Sachiko Murata*
福祉ジャーナリスト

立教大学英米文学科卒業後、NHKにアナウンサーとして入局。「スタジオ102」、「NHKニュースワイド」など報道番組のキャスター・リポーターなどを経てNHK解説委員。「NHKスペシャル あなたが寝たきりになった時」、「NHKモーニングワイド シリーズ高齢化社会」、「ラジオタ刊」等のキャスターも務めた。



新井 誠 *Makoto Arai*

筑波大学法科大学院院長・筑波大学教授

1950年生まれ。慶應義塾大学法学部卒業。79年ミュンヘン大学法学博士。國學院大学法学部教授、千葉大学法経学部教授等を経て現職。日本成年後見法学会理事長を務める。2006年フンボルト賞受賞。著書に『高齢社会の成年後見法』、『成年後見法と信託法』、『財産管理制度と民法・信託法』、『信託法』（以上有斐閣）などがある。

talk

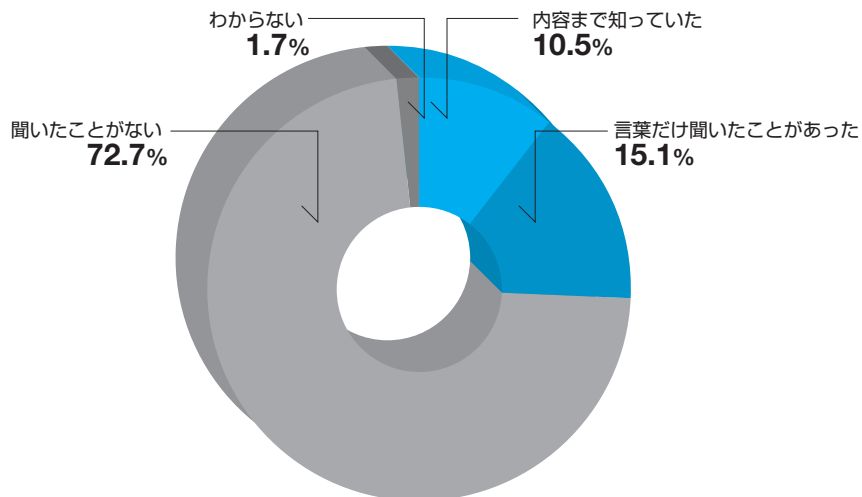
座談会

成年後見制度と 高齢者の人権

わが国では、世界が注目する介護保険制度が高齢者の生活に定着している一方、同時にスタートした成年後見制度の利用は順調とは言えない。このことは、認知症高齢者が増える中で、高齢者が自分自身の意志によって自らのことを決定し、尊厳のある適切な生活を確保し、権利侵害から身を守るためには大きな課題であると言わざるを得ない。

本座談会では、海外の事例を参考にしながら現在の成年後見制度の問題点と制度定着のための方途を考える。

● あなたは「成年後見制度」を知っていましたか？



出典：「痴呆とその病名告知に関する一般を対象とした調査」東京都老人総合研究所（2004年4月発表）より作成／調査対象人数2,000人



金川 洋 *Hiroshi Kanekawa*

社団法人日本社会福祉士会専務理事

学習院大学文学部卒業、厚生省病院管理研究所専攻科修了。社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有し、民間病院事務長、特別養護老人ホーム施設長等、医療・福祉の現場に30年近く携わる。成年後見制度についても発足当初から深く関わり、日本成年後見法学会理事を務める。共著に『よくわかる成年後見と介護・相続の法律百科』（三省堂）がある。



高木 粧知子 *Sachiko Takagi*

町田市福祉総務課主査

淑徳大学社会福祉学部卒業、社会福祉士。大学卒業後、町田市に入職、障がい者福祉センターひかり療育園配属。2001年、高齢者福祉課に配属され、町田市成年後見制度利用支援事業立ち上げに関わる。2005年に福祉総務課配属と同時に成年後見制度の担当課を福祉総務課に移行。最前線で成年後見制度に携わる。

成年後見制度の理念と現状

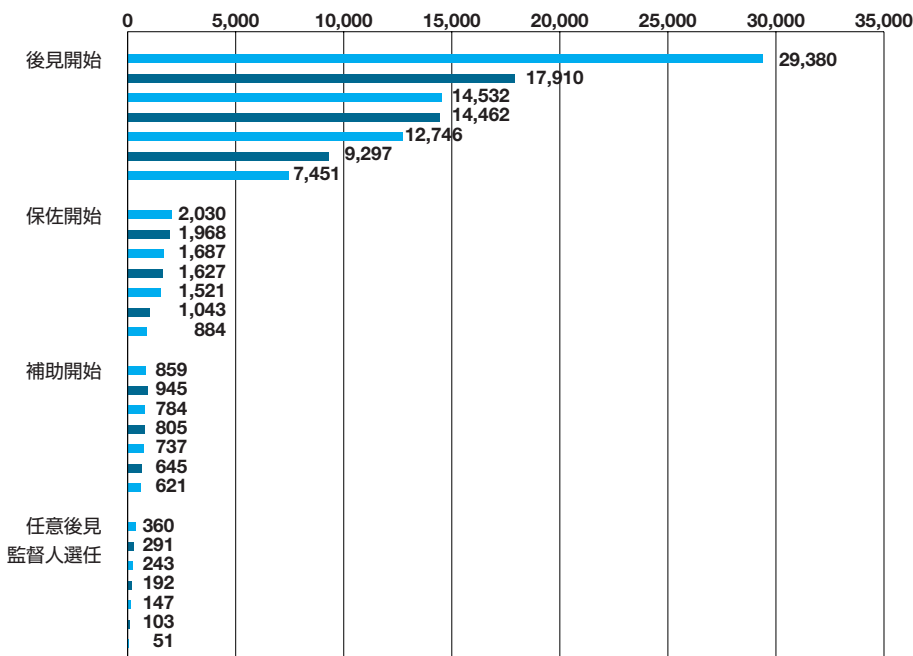
村田 ● 判断能力の衰えた高齢者の財産や生活を守るため、成年後見制度が発足して8年が経った。同時にスタートした介護保険で要介護認定を受けている人は450万人を超え、認定を受けた高齢者の半数、施設利用者に限ってみれば8割に認知症が見られるという現状があるにもかかわらず、成年後見制度の利用者は12万人にとどまっており*1、あまりに少な過ぎると言わざるを得ない。

このような状態で高齢者の人権は果たして守られているのだろうか。またなかなか

普及を見ない成年後見制度の現状と問題点はどこにあるのかを探っていきたい。

まずは新井先生に制度の概要をうかがいたい。

新井 ● 成年後見制度は、2000年にドイツの成年者世話法を範として作られた新しい法律だ。もともと日本には、成年後見制度の前身として禁治産制度や準禁治産制度があったが、どちらかというと、本人の権利擁護というよりは、周囲の人間の思惑に利用されることが多かった。しかも、本人の戸籍に記載される、欠格事由があり権利が制限されるなど、非常に



【*1】

成年後見関係事件申立件数表

- 平成18 (2006)年
- 平成17 (2005)年
- 平成16 (2004)年
- 平成15 (2003)年
- 平成14 (2002)年
- 平成13 (2001)年
- 平成12 (2000)年

出典：「成年後見関係事件の概況」平成18年4月から平成19年3月
最高裁判所事務総局家庭局

注1：各年度の件数は、それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

注2：平成18年4月から平成19年3月までの任意後見契約締結の登記は合計5,610件あり、1年目以降7年目までの登記件数累計は20,548件である。

【*2】ノーマライゼーションの考え方
 障害者や高齢者を特別なグループとして
 隔離するのではなく、可能な限り社会の
 一員としての生活を保障していく
 という考え方。具体的には、これらの対
 象者を施設内に閉じ込めてしまうので
 なく、地域社会で一般の人々とともに
 普通の生活を送ることができるよう
 に環境・条件を作っていくことである。

talk
 座談会

【*3】ドイツの法定後見と任意後見
 ドイツでは1999年に成年者世話法が
 改正された際にそれまでの法定後見一
 辺倒のシステムからの脱却が図られ
 た。自己決定尊重の思想の帰結であり、
 また5億8,000万ユーロに上る世話法
 関連費用のコストダウンの意味からも
 任意後見が奨励されている。任意後見
 制度の利用者は約60万人である。

ドイツにおける法定後見人の利用者数

出典：Bundesministerium der Justiz:
 Justizstatistik GÜ 2 der
 Amtsgerichte 1995-2005, erg.
 Mitteilung der württ. Notariate;
 Auswertung: Deinert

問題のある制度だった。何より禁治産と
 という言葉が差別を生むとされた。

そのため、成年後見という名称にかえ、
 新たにスタートしたのが、この制度だ。

制度の理念として最も重要なのが「ノ
 ーマライゼーション」*2の考え方。これは北
 欧で生まれた概念で、福祉ではすでに確
 立されている理念だ。

ドイツの成年者世話法は、日本より8年
 前の1992年にスタートしており、人口8,200
 万人に対して、法定後見人だけで120万人
 が利用している*3。日本の利用者はその10
 分の1に過ぎず、こんなに少ない国は先進
 国では見あたらない。人口の1%が標準と
 言われるから、人口1億2,000万人の日本
 では、120万人が利用して当然の計算だ。

村田 ● このところ、認知症高齢者が悪徳
 業者にだまされたり、介護を受けている
 人が虐待されたり、身内に年金や不動産
 をだましとられるなどのニュースが表面
 化しており、まさに制度の必要性をひし
 ひしと感じる。

報道されるのは氷山の一角だろうが、
 実際に判断能力の衰えた方たちやその家
 族と接しているお立場から見て現場の現
 状を、金川先生と高木さんにおうかがい
 したい。

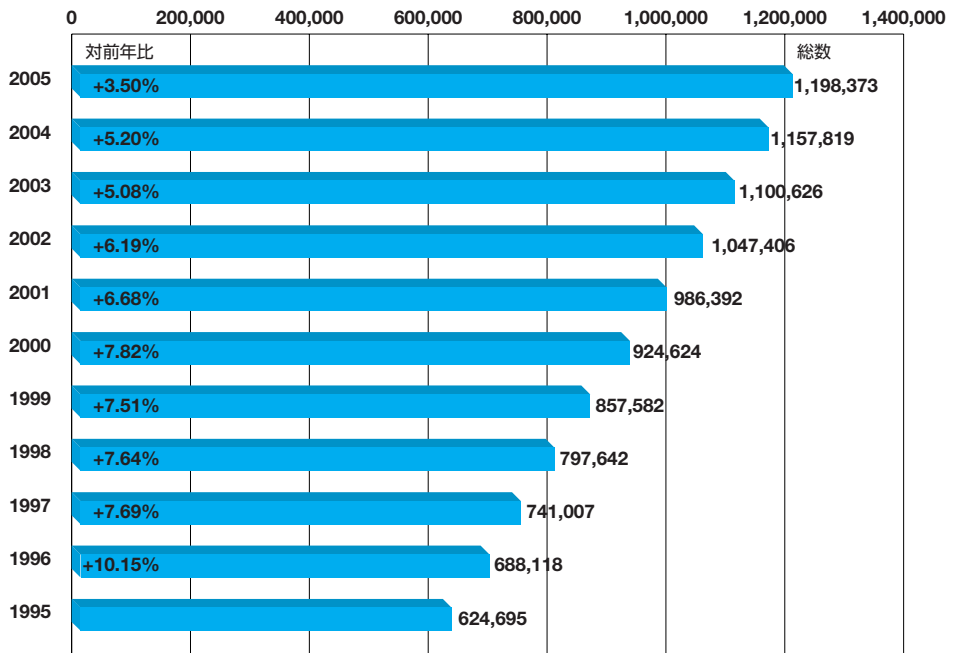
金川 ● 最初に身上監護の難しさをあげて
 おきたい。以前、財産を持つ高齢女性の
 後見人になったことがある。介護を巡っ
 て実子4人が2対2に分かれて意見が対立
 している事例で、双方が自分たちが後見
 人になって介護に責任を持つとって譲
 らなかったので、家裁から社会福祉士で
 ある私に依頼があった。

実子たちはすべてにおいて対立してお
 り、ほとんど寝たきり状態に近い母親に
 ガンが見つかったとき、片方は「今の医
 学でできるだけのことをして少しでも長
 生きさせてほしい」と言い、もう片方は
 「もうこれ以上苦しめたくない」と言う。
 この例では後見人に決定権はない*4が、
 どちらが正しいとも言いかねる例である。

しかも表面上は身上監護の問題だった
 が実は相続争いの前哨戦であり、その女
 性が亡くなって5年経つが、未だに調停や
 裁判でも遺産相続が片づいていない。

以前から本人と子どもとの間でトラブ
 ルがあり、それが年をとって表面化して
 きたということだったが、そのツケを後
 見人にまわされてもどうすることもでき
 ない。これは一例だが、成年後見制度の
 中にさまざまな問題が持ち込まれている。

高木 ● 町田市には、昭和30～40年代に



きた団地が多く、そこに住む独り暮らしの高齢者を狙った悪徳業者が増加しているというのは実感としてある。

たとえば、「お金を簡単に貸します」などという文言と携帯電話の番号だけを書いた小さなメモを何度もポストインする。そうすると、お年寄りは、今月は年金だけじゃ少し足りないからと、軽い気持ちで電話してしまう。結局3万円借りたはずなのに、手数料の1万円を引いて2万円しか貸してもらえず、利子をつけて翌月5万円請求される。しかも夜中に取り立てにくる。

ほかにも電球一つでもとりかえてくれる親切な電気屋さんがいてありがたいのだけれども、その高齢者の部屋に行ってみたら、独り暮らしなのに、大型の冷蔵庫が2台とテレビに空気清浄機があったということもあった。すべてクレジット契約させられていた。

グループでの虐待の例もある。物忘れが出た本人をうまく持ち上げてグループで誘いに来る。出かけた先の食事代や果てはおみやげまで買わされて、支払いはすべて本人持ち。一見ちやほやして仲よさそうに見えるので発覚しづらい。

制度の利用はまだ十分とは言えないが、町田市では、成年後見制度について民生委員や地域包括支援センターの職員に説

明会をしているので、問題の解決策の選択肢の一つとして現場の人間に認識されていると思う。

なぜなかなか普及しないのか

村田 ● 町田市は成年後見制度の利用に積極的に取り組んでいる先進的な自治体だが、全国的にみるとまだまだ普及しているとは言えない。制度の理念はすばらしいのに、なぜ普及しないのだろうか。

新井 ● 発足当初言われたのは、差別感を伴うというもの。成年後見制度を利用すると、能力がないというレッテルを貼られるのではないかという心配だ。しかしこれだけ認知症が言われる中で、今はもうそうした問題はないと思っている。

それよりも日本人の法意識の問題なのではないか。法律や制度を使って自分の権利をきっちり守るという意識が決定的に欠けている、そう思えてならない。

電車に乗れば携帯電話禁止のエリアでみんなが携帯をいじっているし、下手に注意すれば痴漢の冤罪をきせられる。戦略的遺産動機が日米比較で、日本が圧倒的に多い*5ことを見ても、日本人は利己的だ。判断能力が衰えても、能力がない

【*4】

成年後見制度における身上監護では、医療行為についての同意は一身専属事項であるために手術への同意などとともに後見人の権限に含まれない。

遺産動機	日本	アメリカ
ライフ・サイクル・モデルと整合的な考え方		
(1) 子どもが老後の面倒を見てくれるならば、遺産を残すための努力をしたい	6.4	3.4
(2) 子どもに遺産を残すための努力は特にしないが、結果的に財産が余れば、遺産として残す	69.3	51.1
(3) 子どもには遺産を残さない	5.0	2.9
小計	80.7	57.5
利他主義モデルと整合的な考え方		
(4) 子どもが老後の面倒をみってくれるか否かにかかわらず、遺産を残すための努力をしたい	19.3	42.5
小計	19.3	42.5
合計	100.0	100.0

【*5】遺産動機の日米比較

出典：(財)郵政総合研究所、「貯蓄に関する日米比較調査」/1995年
備考：それぞれの考え方を持っている回答者の割合を示す。単位は%。無回答者は分母から除いてある。



talk
座談会

だけじゃないか、なぜ権利を守る必要があるのかと考えているのではないか。

そんな社会全体の法意識を根底からかえなければ、この制度は根付かないような気もする。

村田 ●意識の低さもあるかもしれないが、法律を利用して「自分の権利を守る」などということを普通に暮らしている我々が声高に言うことに抵抗があるという心理も働くのではないか。裁判所に申し立てるという行為も敷居が高い気がする。

金川 ●その通りで、だから何も人権や権利といった難しい言葉を声高に使わなくてもよいと思う。簡単にいえばその人の生活そのものを守ることだ。障害があっても人を人として尊重するという習慣が欠けているのかもしれないが、法律はより良い生活を守る手段であって、それを上手に利用すればよい。

高木 ●実際相談に来る人は、自分に何かあったら家族が何とかしてくれると思っているケースが圧倒的に多い。自分自身で自分の生活を守ろうとする意識は低いかもしれない。同居の家族にしても、親の財産は親のもので、子どもの自分がどうにかできるものではないということを理解していない。親の判断能力が衰えてきて、銀行などに勧められ成年後見制度の利用を考える段階になって、はじめて気づくケースが多い。障害がある子の親の場合も、親がなんでもできるとの意識が強い。

村田 ●情報の少なさも意識のボトムアップにつながらない原因だと思う。介護保険制度はほぼ皆理解してきている中で、成年後見制度に関するこの情報の少なさはどうしたことか。

新井 ●介護保険の所管官庁の厚生労働省と比べて、成年後見制度の所管官庁の法務省は、予算が少ない。厚生労働省は、介護保険に関して広報費も多く使い、マスコミも頻繁にとりあげてくれた。

一方成年後見制度は、簡単なパンフレットを作成する程度にとどまっている。さまざまな種類のパンフレットを作成し、学校でも教育するドイツとは相当な差がある。

村田 ●介護保険制度と成年後見制度は車の両輪と言われながら、ずいぶんといびつな両輪だ。

もう一つ、普及しない理由として、この制度を利用して後見人に支えられながら暮らす生活のイメージがわからないということもあるのではないか。ドイツで取材したときにはじめて、具体的な生活が見えたが、周囲にそうした事例が少ない日本ではどうやってイメージをつかんだらよいのか。

利用の進んでいる町田市ではどうか。

高木 ●市内の利用者の具体的な数値はわからないが、約41万人の人口を抱える町田市で新規の相談件数だけで年間400件以上ある。それだけ制度を利用したい人が多いのだという実感は得ている。

制度発足当初は、現場でもイメージをつかみかねていたところがあったが、施設の職員が1人の入所者の事例を見て他の入所者にも使えるのではないかと思ったり、利用者が紛失した通帳の再発行をケースワーカーがしようとしてできないことで自分の仕事の範囲を再認識し、あらためて後見制度の利用を考えたりしている。

ただ、イメージのわからないときには中途半端な情報でパニックになることもあ

るので注意が必要だ。制度導入当初、ある有料老人ホームで制度の説明をした際に、「もし判断能力が衰えたら、ホームの職員でも契約や預貯金管理を代わりにはできない」という話をしたら、入所者がパニックになりそうになった。職員も不勉強でよく知らなかった。

当時に比べれば、随分情報も出てきたので、知識を持って、実例を見ることでイメージがとらえられるようになるのではないか。

制度そのものと運用の問題点

村田 ● 成年後見制度は普及してもらわなければならないが、問題点をそのままにしては前に進めない。現在の法律はどのようなところが問題なのか。

新井 ● 最も問題なのは後見人に医療行為の同意権がないということだ。身上監護の部分がないがしろにしていることが象徴的に現れている。先進国で医療行為の同意がはっきりしていない国はない。法

務省は必要ないといっているが、絶対に必要だ。

施設の入所者の後見人になっていても、インフルエンザの予防接種ひとつ同意できない後見人に、なんの意味があるのか。

さらに法律を作っただけで、その法律がどう動くかという仕組みを作っていないことも問題だ。ドイツでは、予算をつけて、裁判所、福祉行政、民間が一体となって連携しながら機能している*6。さらに法律に見直しをかけて、すでに2回法律改正を行い、今は3回目の改正を準備中だ。日本は介護保険は見直しているのに、成年後見制度は見直していない。これでは現状の問題点を解決しながらの柔軟な運用はできない。

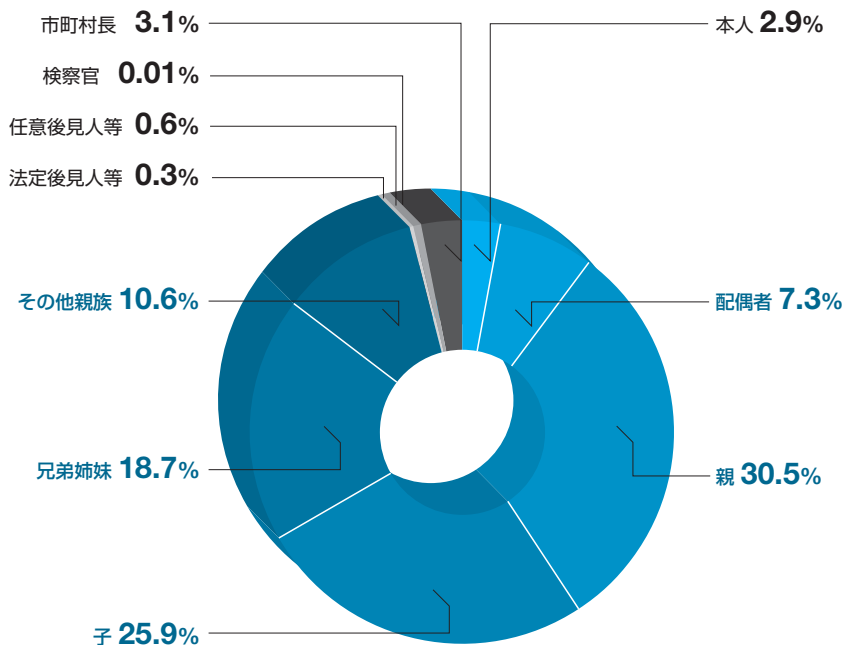
金川 ● 各ステージでそれぞれ問題があると思うが、まずは申立の段階。日本の場合原則として親族の申立による*7が、身寄りのない人や親族の支援のない人の場合に認められている市町村長申立が市町村によって大きな格差がある。町田市のように積極的に市長申立を行っている自

【*6】

ドイツの「後見裁判所」には世話人（後見人）を選任する場合に被世話人に面会し、状況を調査することが義務付けられている。行政の一部門である「世話人支援センター」では相談を受けて世話人の派遣を裁判所に要請し、後見裁判所に対して異議を申し立てる権限を持つ。「世話人協会」ではボランティアを募集して研修などを行っている。



介護保険と車の両輪と言われながら相当いびつな両輪だ



【*7】

成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合

出典：「成年後見関係事件の概況」

平成18年4月から平成19年3月

最高裁判所事務総局家庭局

注：平成18年4月から平成19年3月までに終了した後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の総申立人数計33,112人に対する割合である。



talk 座談会

成年後見制度の受け皿の中にさまざまな問題が持ち込まれている

治体もあるが、未だに1件の申立もしていない自治体もある。国の利用援助制度もあるのに、市町村の任意事業だから市町村長のやる気ひとつにかかっている。

また、費用の問題もある。裁判所への申立費用や戸籍謄本の取り寄せ、診断書の発行などで数万円。それに加えて鑑定料が5～10万円。制度上は本人ではなく申立人の負担とされている。親族ではない第三者後見人がついた場合にはその報酬の問題もある。現実的に経済力のない人に後見人をつけるのは、かなり難しい。

高木 ● 町田市では、成年後見制度の立ち上げは高齢者からだった。これは障害者福祉にも生活保護にも有効な制度なのだが、まずは高齢者からスタートさせたのだ。予算もつけて縦割り組織の中で横断的に活動して他の部署にも説明をしていくうちに、福祉総務課ができて成年後見制度全体の窓口になった。今は市長申立も60件を超え、多くなっている。

講演会や説明会は呼ばれたら市民の小さなグループでも出向いて説明をするし、オブザーバーとして参加することもある。

町田市の取り組みの経過

2001年

成年後見制度発足から1年遅れて、町田市成年後見制度利用支援事業を高齢者介護課（現：高齢者福祉課）基幹型介護支援センター担当部署に立ち上げる。

■理由

基幹型在宅介護支援センターでは、市内の在宅介護支援センターとともに、いわゆる困難ケースを訪問したり、事業所や親族間の調整などを行っていた。認知症などにより判断力が低下した事例の場合、本人の意思確認や実態が把握しにくいいため、問題が複雑になることが多く、成年後見制度の必要性を感じていた。

同様に、知的障がいや精神障がいなどにより判断力が不十分な事案でも成年後見制度の需要は潜在的にあったのだが、高齢者ほど切迫した問題が顕在化していなかった。

そのため、各課の調整に時間をかけるよりも、まず必要性を感じている高齢者担当の部署から、取り組みをスタートさせることになった。

■経過

2001年度から2004年度までは高齢者福祉課で対応。

しかしこの間に、相談・市長申立とも障がい者の事案が顕在化し、高齢者福祉課の

担当職員が、障がい担当のケースワーカーとともに同席で相談を受けたり、訪問するケースが見られた。また、市長申立に必要な経費は、高齢者福祉課が負担するなど、対象者別の縦割り行政の中では現実的に動きにくくなってきた。

そこで、関係各課が話し合いを重ね、2005年度に事業を福祉総務課へ移行することになった。

■現状

相談や申立手続きの援助は、福祉総務課のみでなく、高齢者については、市内15カ所の地域包括支援センター、障がい者についてはひかり療育園でも対応している。相談窓口には、家庭裁判所へ提出するための書類一式があり、制度や書き方の説明を行う。また、必要に応じて、リーガルサポートなど専門職の支援団体への連絡や、家庭裁判所への同行も行っている。

福祉総務課はこれら窓口担当の研修や支援を行っている。

また市長申立でついた後見人の連絡会を組織して、情報交換をしている。町田市ではこうして少しずつ根付かせているところだ。

村田 ● 専門家が後見人になるケースは、現状ではまだまだ少なく、後見人は圧倒的に親族・家族が多いが、はたしてそれでよいのだろうか。

新井 ● 法律の仕組みから言うと、成年後見制度は家族法の中に入っている。日本では伝統的に家族がみるのが普通ということです。ずっと来ているので仕方ない面もあるが、「後見の社会化」という流れからすると家族では難しいと考えている。後見の社会化とは、社会全体で支えようということだ。後見にはプロ並の技量が必要だし、家族は利益相反の関係にあるからだ。将来的には家族以外の人になるのがふさわしいと思う。

一部の保守的な人は家族の関係を分断するというのが、そうではない。家族の関係はそのままにしたうえで、非常に難しい後見の仕事は専門家にまかせる。介護保険と同じように考えればいい。このあたりも国民的議論をして制度を構築していく必要がある。

金川 ● 法律そのものの問題のほかに、制度についていけない現場の問題もある。たとえば、裁判所や法律の専門家は、従来からの財産を守るという考え方が非常に強い。生活そのものを守るということになかなか思いがいたらない。

財産の管理に関しては、比較的イエスノーがはっきりと言えるが、身上監護の問題は裁判所の権限でどうにかしろといってもできない。どっちも正しいという

発想が必要となる。

だから、生活そのものを見るということになると、法律ではなく、福祉的発想で解決すべきだ。成年後見において、資産の保護だけではなく、「生活面の重視」というのは、世界的な潮流だ。

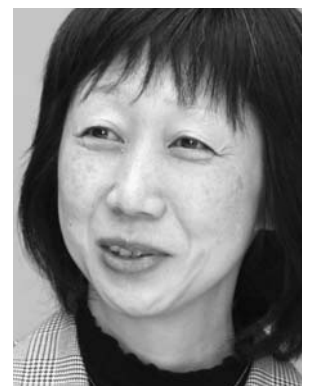
村田 ● マックス・プランク海外・国際社会保障法研究所のベルント・シュルテ博士も、法律家よりも社会福祉士がこの制度の中心となるべきであって、今後社会福祉士の養成に力を入れていくと言っていた。

新井 ● 法律家は、財産管理はできるが、それを身上監護にどう使うかというようなトレーニングを受けていないので限界がある。最近弁護士で社会福祉士の資格を取る人が出てきたり、NPO法人を作って、弁護士と社会福祉士と一緒に成年後見を担当するような例も出てきているが、これは大変よい流れだと思う。

高木 ● 医師の問題もある。制度利用の手続きの際に診断書や鑑定書が必要なため、医師の協力が必須なのだが、まだまだ理解が足りない。入院患者の診断書提出を断られると現実的に手続きができない。家族に虐待されているケースで地域包括支援センターの職員が医師に相談に行っているのに、「家族全員の同意が必要」などと言われたケースもある。

制度定着のために必要なこと

村田 ● 8年たって、成年後見制度は曲がり角にさしかかっていると思われるが、ドイツのようにできるだけ早く定着してほしいと思う。そのために何が必要なのか。



高木 ● 二つあると思う。

一つはもっと幅広く広報活動をして、この制度がいかにか有効なのかをわかってもらう。窓口も行政機関だけでなく身近なところにあるとよい。金融機関、医療機関など、いろいろなところで相談窓口を紹介できたらよい。町田市では、簡単なQ&Aや地域包括支援センターの地図を入れた独自のパンフレットを各1万枚作成して、障害・高齢者の全事業所と市内のすべての金融機関に配布している。

二つ目は後見人の支援。専門職の人は所属している組織から支援を受けられるが、圧倒的に多い親族の支援をなんとかしてあげたい。最近登場してきた市民後見人への支援も必要だ。

村田 ● ドイツでは、家族が後見人になった場合、研修を受けてもらい、やるべきことやその目的をきちんと教育される。日本の場合はある意味ほったらかし。1日でもいいからセミナーを受けるということができれば、随分違うのではないか。

金川 ● 成年後見制度もグローバルスタンダードを考えなければいけない時期に来ている。先進国のよいところはどんどん取り入れて、制度の欠点を修正していくべきだ。

まだまだ取り組みの進んでいない自治体もあるが、優等生の町田市のような自治体もある。高齢者に限らず、障害者に対してもこれから町田市のような市町村がどんどん増えてくれればいいと思う。

新井 ● 広報についても発想をかえて、国民的議論を巻き起こす手法をとればよい。

たとえば「サザエさん」の磯野波平をアルツハイマーにするとか、宝塚の舞台上でフェルゼンがアルツハイマーの「ベルサイユのばら」を公演してもらうとか。

とにかく全く新しい発想で伝えていかないと、成年後見制度のパンフレットといっても誰も読まない。

また、人材が不足しているのも、高木さんの言う市民後見人はこれから絶対に必要となる。団塊の世代に期待したい。ただ、任意に団体を作って好きにやるとなると濫用の問題が出てくるので歯止めが必要で、ドイツ型の世話人協会のようなシステムを早急に日本に導入するべきだ。宗教団体がやったり地域の若者が集まってやるなど、いろいろな形があってもいい。国が基準を作り補助金を出してはどうだろうか。

成年後見法学会では2010年に東京で世界会議の開催を予定しており、日本の成年後見制度のこれからの進むべき道を議論したいと思っている。できればそこで公的な仕組みの案を作って提案したいと思う。海外と比べて改善すべき点はどんどん改善していくべきだ。

村田 ● せっかくよい法律ができたのに、まだ絵に描いた餅的なところがある。問題点を一つひとつ解決して、さらに実のある制度にしていくことが必要だ。

〈2008. 4. 7〉